

第7章 環境影響評価の項目

事業の特性と地域の特性を踏まえ、事業の実施により環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出し、調査、予測及び評価の手法を選定した。

7-1 環境影響評価の項目の選定

選定した環境影響評価の項目を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 環境影響評価項目

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用						
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	トンネルの工事	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	鉄道施設（トンネル）の存在	鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	鉄道施設（嵩上式）の存在	鉄道施設（駅、換気施設、変電施設、保守基地）の存在	鉄道施設（駅、換気施設、変電施設、保守基地）の供用	列車の走行（地下を走行する場合を除く）	列車の走行（地下を走行する場合に限る）
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○									
			浮遊粒子状物質	◎	◎									
			粉じん等	◎	◎									
		騒音	騒音	◎	◎						○	—		
		振動	振動	◎	◎						○	—	◎	
		微気圧波	微気圧波										○	
	水環境	水質	水の濁り			○	○	○						
			水の汚れ			○	○							
		水底の底質	水底の底質											
		地下水	地下水の水質及び水位			○	○		○		○			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	—	—	○		
			地盤	地盤沈下			○	○				○		
		土壌	土壌汚染			○	○							
		その他の環境要素	日照障害								—	○		
			電波障害									○		
文化財							○		○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	●	○	○	○	—	—	●			
	植物	重要な種及び群落			●	○	○	○	—	—	●			
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	●	○	○	○	—	—	●			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							—	—	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							—	—	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			◎	○								
		廃棄物等									○			
温室効果ガス	温室効果ガス	○	○							○				

1. この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目、「—」は参考項目であるが、選定しなかった項目を示す。
2. この表において「●」は方法書作成時において選定しなかった項目で、新たに選定した項目を示す。
3. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
4. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。
5. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
6. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
7. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
8. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
9. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
10. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
11. この表において「建設工事に伴う副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」またはこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。（国土交通省のリサイクルホームページより抜粋）